

実施計画書提出から交付金支払までの流れ

① 実施計画書の提出（６月）

関係書類（４ページ参照）を役場農林課農畜産振興係に提出します。

② 支援対象となる営農活動を行います。

主作物の作付け、緑肥の作付け、堆肥の施用、有機農業等

③ 実施状況報告（１１月）

報告時期になりましたら御案内が届きますので、当該年度に取組が終わるものについて、関係書類（５ページ参照）を役場農林課農畜産振興係へ提出します。

④ 北海道や市町村が取組内容を確認後、３月末までに交付金が支払われます。

■ 交付単価（令和７年度から変更）

緑肥の施用（カバークロップ・リビングマルチ）	5,000 円/10a
堆肥施用	3,600 円/10a
有機農業（雑穀以外）	14,000 円/10a
有機農業（雑穀以外で加算措置に取り組む場合）	16,000 円/10a
炭の投入	5,000 円/10a

※ 国の予算額を超える場合は、交付単価が調整される場合があります。

■ 実施年度の考え方（イメージ）

取組	昨年度	今年度	来年度
5 割低減 ＋ 緑肥 (カバークロップ) 又は堆肥施用	単年		
	単年		
有機農業	単年		
5 割低減 ＋ 緑肥 (リビングマルチ)	単年		

この制度を活用するための必須条件

■芽室町環境保全型農業推進組合が事業主体となります。

支援の対象となる農業者は、推進組合の構成員として活動を行います。

取組農業者は次の1から3までの全ての要件を満たすことが必要です。

- 1 主作物は販売することを目的に生産を行っていること
自家消費野菜やデントコーン等の自給飼料の生産は事業の該当になりません。

2 「みどりチェック」チェックシートの取組を実施していること

「GLOBAL G.A.P.」、「ASIAGAP」、「JGAP」の認証取得済みの方は認証書写しを提出。
それ以外の方は以下①～③が必要です。

- ① 実施状況欄のすべての項目にチェックすること。
- ② 翌年度においても、すべての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。
- ③ 11月の実施状況報告時にチェックシートを提出すること。

※取組を実施したことがわかる証拠書類や写真を保管しておいてください。

証拠書類が残せない取組については書類などの保管は不要です。

＜研修の受講について＞

「みどりチェック」チェックシートの際に行っていた研修の受講や受講証明書類の提出は不要となりました。

3 下記のいずれかの対象活動を行っていること

(1) 化学肥料、化学合成農薬の慣行5割低減の取組＋ 緑肥の施用

→①カバークロップ（主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥を作付する取組）
（緑肥は標準播種量で播種し、おおむね2か月以上栽培した後、すき込みが必要。）

※緑肥の効果の発現を確実に期待できれば標準播種量の8割とすることができる）

→②リビングマルチ（主作物の畝間に緑肥を作付する取組。）
（要件はカバークロップの要件に準じます。）

(2) 化学肥料、化学合成農薬の慣行5割低減の取組＋ 堆肥の施用

→土壌診断を実施した上で、主作物の栽培期間の前後いずれかに C/N 比 10 以上の堆肥を施用する取組（土壌診断は原則堆肥投入直前に実施。11 月に取組ほ場の過去 1 年以内の土壌診断結果の写しを提出していただきます。）

→対象となる「堆肥」は次の①、②です。**牛ふん堆肥以外の堆肥の使用を考えている場合は、事前に御相談ください。**

①肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料として、農林水産省告示で定める「堆肥」

②「混合特殊肥料」、「指定混合肥料」、「混合堆肥複合肥料」、「汚泥肥料」及び「混合汚泥複合肥料」に含まれる堆肥と汚泥

※指定混合肥料等の化学肥料の窒素分は5割減の削減対象の窒素分量に含ま

れます。化学肥料分の含有量（割合）が不明な肥料については対象外。

※汚泥を含む堆肥を自家製造して使用する場合、汚泥については重金属含有量等の安全性の観点から登録された普通肥料のみとします。

注）化学合成農薬の使用回数については、成分回数でのカウントとなるので御注意ください。

(3) 有機農業

→国際水準の有機農業（有機 J A S 規格）の水準に合致する取組。（有機 JAS 認証取得は必要としない。）

→土壌診断の実施とともに炭素貯留効果の高い有機農業を実施する（堆肥の施用又は緑肥の施用の取組を同一要件で実施する）場合に限り、2,000 円/10a を加算。

※新たに有機農業の取組を開始する農業者に対し、既に有機農業で取り組んでいる農業者が指導・助言・相談対応の活動を行うことで、指導等によって増加した新規取組面積×4,000 円/10a を加算。

(4) 化学肥料、化学合成農薬の慣行5割低減の取組＋ 炭の投入

→主作物の栽培期間の前後いずれかに、炭をほ場に投入する取組。

→50 kg/10a 以上投入する必要があります。

申請に必要な書類

申請の対象となる取組

- ・令和８年度単年
- ・令和８年度－令和９年度年またぎ（令和９年度については、制度が変更され、みどり認定が必要となります。なお、詳しい制度設計が発表されていないため、今回またぎの申請を出されても令和９年度交付金の対象とならない可能性があることをご理解ください。）

※昨年「令和７年度－令和８年度年またぎ」の実施計画書を提出している方は、取組内容を確認させていただきます。（昨年提出の計画書コピーを同封しています）

■共通■

○実施計画書（個人用）

計画書は取組内容（緑肥、堆肥等）ごとに分けて提出してください。

○ＪＡ３期実測図面・面積確認書（農協に提出した圃場図の写しがお手元にある場合）

図面がお手元にない場合、役場で保管している令和７年度実測図面により取組圃場の確認をいたしますので、農協から図面を取り寄せる必要はありません。

※交付金は芽室町環境保全型農業推進組合から振り込まれます。振込手数料がかからないよう、振込先はＪＡめむろの組勘又は普通口座をお願いします。

■有機農業を取り組む方で有機ＪＡＳ認定を受けている方■

○有機ＪＡＳ認定書（確認書類（農場管理シート）の省略が可能になります）

※芽室町外のほ場で取組をする方は、芽室町環境保全型農業推進組合がほ場の所在する市町村へ交付金申請をしますので、申請時に担当に申し出てください。

※取組を行おうとする作物が、同封した「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく化学肥料の慣行レベル」及び「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく化学合成農薬【節減対象農薬】の慣行レベル」にない場合は、別途ご相談ください。

※町担当者が７月～１０月の間、ほ場での実施状況（栽培の様子など）を確認し、写真撮影を行います。確認のために個人敷地内に入らせていただくこともありますので御理解と御協力をお願いします。御家族、従業員の方にもお伝えください。

実施状況報告に必要な書類

下記の各様式は、令和 8 年度の交付金支払対象者に、11 月上旬に送付します。

保管が必要な書類もありますので御一読願います。

■共通■

○生産記録（参考様式第 1 号）

→施用した肥料、農薬、有機質資材等の記録が証拠書類として必要なため、出荷先等へ提出した栽培履歴の写しを必ず添付してください。（栽培履歴の写しがない場合は、事業対象外とさせていただきます。）

○「みどりチェック」のチェックシート

→原則、全ての項目実施し、翌年取組計画を含む全ての口欄に✓が入っていることが必要です。（ただし、該当しない場合は除きます。）

■緑肥の施用の取組を行った方■

○カバークロップ・リビングマルチの播種に使用した種子の購入伝票の写し、カタログ等標準は種量が記載されたものの写し

■堆肥施用の取組を行った方■

○堆肥の購入伝票（譲渡の場合はその証拠書類、自給堆肥の場合は原料等が記載された書類）、堆肥の成分証明書（牛糞堆肥以外の場合）

○土壌診断結果の写し

→原則堆肥投入直前に実施した土壌診断結果（取組ほ場の過去 1 年以内のもの）を提出してください。

○堆肥散布後の写真の提出は不要となりました。

■有機農業の取組を行った方■

○資材証明書（日本農林規格別表 1、2 の資材を使用した場合（堆肥を含む））

※有機 J A S の認定を受けている方、見込みで実施報告を提出した方、実施状況報告の時点で、出荷・販売等を行っていない方は、別途ご相談ください。

※取組面積が 10a 未満の作物については、販売を目的として生産を行った証拠書類として「出荷・販売伝票等の写し」を提出ください。

■炭の投入の取組を行った方■

○取組に用いた炭の購入伝票の写し（購入炭の場合）

○販売元の示す炭化方法が確認できる書類（自家製炭の場合）